

# 長崎地裁が国の和解案に期限！

よみがえれ！有明海・国会通信

よみがえれ！  
有明訴訟弁護団  
(後藤富和)発行  
092-512-1636  
090-9602-0700

行き詰りが明らかとなった和解協議  
原因は誰もが納得しない国の基金案

【朝日新聞・2016年10月29日】  
諫早湾、和解協議も混迷 国が予算  
盾に交渉、漁業者反発 干拓の開門  
巡る争い

国営諫早湾干拓事業(長崎県)の開  
門問題が和解協議の山場を迎えてい  
る。国は開門しない代わりに漁業振興  
に広く使える基金をつくることで決着  
をめざす。だが、漁業不振にあえぐ地  
元漁協に、毎年の対策予算の削減をほ  
めかして賛同を迫る国の手法には反  
発も出ている。巨大公共事業をめぐる  
長年の争いが収束するかは、なお不透  
明だ。

国は1997年、「ギロチン」と呼  
ばれた水門で諫早湾を閉め切った。総  
事業費は2530億円。干拓地の営農  
は進んだが、有明海では魚や貝類の漁  
業不振が続く。閉め切りが漁業不振の  
原因と主張して開門を求めめる漁業者、  
農地に被害が出ると反対する営農者、  
それに国の3者は泥沼の法廷闘争を繰  
り広げてきた。

司法の判断も分かれた。福岡高裁が5  
年間の開門調査を国に命じた2010  
年の判決は民主党政権が控訴せず確  
定。だが、安倍政権は、長崎地裁が1  
3年に出した開門差し止め仮処分決  
定などを理由に、開門しないまま、

仮処分決定などを理由に、開門しな  
いまま、罰金にあたる1日90  
万円の強制金を漁業者らに払い続け  
ている。

解決に向け、長崎地裁は今年1  
月、開門しない前提の和解勧告を3  
者に出した。国は漁業振興の基金を  
設ける和解案を示し、訴訟当事者で  
はないが、基金の恩恵を受けること  
になる沿岸4県の漁協や漁連の説得  
にも乗り出した。6月、佐賀を訪れ  
た農林水産省の担当者は佐賀・福  
岡・熊本3県の漁協幹部に言った。

「和解協議が決裂して裁判が再開す  
れば、再生対策予算もなくなる可能  
性がある」。毎年度計上されている  
有明海再生対策予算の削減をほめ  
かし、賛同を迫った。

だが、対策予算は「ギロチン」後  
のノリ不作の原因を調べた第三者委  
員会が中長期的な開門を求め、拒ん  
だ国が代わりに導入した。開門しな  
いうえ、代償の対策予算の削減まで  
持ち出す国の姿勢は、開門を求め  
る漁業者らには「筋違い」に映る。

「脅しだ。なぜ裁判の当事者じゃな  
い漁協が巻き込まれるのか」。佐賀  
の漁協幹部の一人は、国への不信感  
を隠さない。

一方で、沿岸4県への対策予算で  
は今年度約18億円。アサリの稚貝  
が昨年から大量発生し、変化の兆し

もある。「予算がなくなれば再生の兆  
しも失われる」と心配する漁業者も多  
い。9月からは和解協議と別の場で基  
金案を詰める話し合いが始まった。あ  
る漁協幹部は「絶対に対策予算の確保  
を取り付けたい」と話す。

## ■「国は小手先」指摘も

国側はこうした漁協側との話し合い  
も利用し、和解成立につなげる狙い  
だ。だが、佐賀、熊本、福岡の漁業者  
らは開門しない前提に反発している。  
国は開門の是非はいったん棚上げし、  
基金の中身の調整を先行。農水省幹部  
は「話し合いを重ねて道を開きたい」  
と話す。

8月には山本有二農林水産相が潮受  
け堤防などを視察。漁業者らとの意見  
交換で「すべての関係者がウインウイ  
ンとなるチャンスです」と基金案に理  
解を求めた。法廷外での説得を通じ、  
基金案に否定的な開門原告団の外堀  
を埋める狙いも透けて見える。

ただ、国は10月中旬に基金案をまと  
め、次回の11月1日に和解協議を前  
進させる思惑だったが、扱う事業内容  
が漁協側と折り合わず、不透明感が増  
している。

行政法に詳しい岩橋健定弁護士は国  
の対応について「有明海をどうするか  
真摯(しんし)な検討をしておらず、  
小手先の交渉テクニクに見算の根拠  
がなくなるといふなら、新たな予算を  
設けて有明海再生を実現するのは国の  
責務だ」と話す。

基金案の取りまとめに期限！  
長崎地裁「3月までは待たない」

毎日新聞 2016年11月2日  
開門差し止め訴訟 和解協議  
「基金成案できない」漁業者側批  
判

長崎地裁で1日あった国営諫早  
湾干拓事業の開門差し止め訴訟の  
10回目の和解協議。国は当初、  
「有明海振興基金」(仮称)の成  
案を示す予定だったが、この日ま  
でにまとめられず、途中の整理案  
を報告した。国が示した事業内容  
には沿岸の漁業団体から強い要望  
がある。「大規模な漁場環境改善」  
の実施が含まれておらず、漁業者  
側の馬奈木昭雄・弁護士長は取材  
に「(基金案の)中身は何もな  
い。我々は絶対に成案は成立しな  
いと考えている」と批判した。  
和解協議は非公開。松葉佐(ま  
つばさ)隆之裁判長が国と漁業者  
側、営農者らの3者と面談した。  
国は、密漁監視システムの導入  
や、専門家による経営指導など1  
7項目31事業を示したが、大規  
模な漁場改善については「技術的  
可能性などを検討する調査」との  
表現にとどめた。  
出席者によると、松葉佐裁判長  
は、成案取りまとめの期限につい  
て「来年3月までという長い期間  
は考えていない」との見解を示し  
たという。